

# 安い使用料と改造資金貸付を。

使用料は下水管の維持管理や汚水処理の費用などにあてる

市では今年6月議会に市下水道条例、受益者負担金条例、水洗便所改造等補助金条例、水洗便所改造等資金貸付条例の4条例を提出しました。この条例案は、閉会中の継続審査として下水道条例等審査特別委員会（三上 五三郎委員長）で審査することになり、審査の結果は9月の定例議会で報告され可決されました。いよいよ来年4月から事業認可分175ヘクタールのうち約83ヘクタールで、下水道が使用開始になり、私たちのまちに下水道時代がやってきます。

下水道が利用できるようになると、水道の使用水量で下水道使用料を払っていただきます。この使用料は、下水管の維持管理費（清掃など）や、終末処理場で汚水を処理する費用などにあてます。

使用料について、第5次下水道財政研究委員会（国の諮問機関のような組織）では、公費と私費の負担区分を明確にし、処理場や管きょの維持管理費を対象としています。

道内では、すでに資本費（汚水にかかる元利償還金）の一部を使用料対象経費としているところがありますが、市の場合、供用開始当初においては十分な流入水量が見込めないため、資本費を算入すると使用料単価が割高となるため使用料対象経費

として算入いたしません。

基本使用料8立方メートルで1,160円

議会において、国の指導などを基本に次のように決まりました。

■ 対象経費／使用料として利用者が負担するのは、基本的には、公共下水道の公共的役割などを考えて、終末処理場及び污水管の維持管理費として、資本費の算入は今後の処理水量などの推移を勘案し、段階的に使用料改定時に算入することになりました。

■ 使用料／水資源確保のため、節水型社会への対応が求められている現在、累進使用料体系（排水の量に応じて使用料の単価をしだいに高くしていく方法）の採用をしました。

下水道使用水量の確定は、水道事業の量水器で計量した水量をもって行うこととしているた

てその算定期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなるから一般的には2～4年程度が適当とされています。しかし、当初は十分な流入水量が見込めず、単価が割高となるため、10年というような算定期間を設定しました。ただし、使用料については、経済社会情勢の予測は困難があるので3～4年ごとに見直しを図ることとなります。

■ 使用料／水資源確保のため、節水型社会への対応が求められている現在、累進使用料体系（排水の量に応じて使用料の単価をしだいに高くしていく方法）の採用をしました。

下水道使用水量の確定は、水道事業の量水器で計量した水量をもって行うこととしているた

め、基本使用水量は水道事業と同様8立方メートルとし、用途区分も同様としました。以上を基本に、一般の平均的家庭（4人家族で月に20立方メートル使用）で、月3,020円程度となります。

■ 浴場用料金／公衆浴場の公共性を考慮して軽減措置をとることとしました。

水洗トイレにするなどのための資金を必要とする人に貸し付け

下水道の処理区域に入ると、トイレを水洗トイレに改造しなければなりませんが、工事費がかなりかかります。そこで市ではその工事費を一時に負担することが困難な方に工事費の一部を貸付する制度を実施することにしています。

水洗化などは、下水道法に定められていて、「公共下水道処理開始の公示」（下水道が使えるようになりましたとお知らせすること）の日から、3年以内に水洗トイレに改造することが義務づけられています。また、この法律では、水洗トイレに改造する人に対して、市町村は、必要な資金のあっせんや融資に努めなさいと定めています。

市は、下水道の普及促進と利用するかたの一時的な財政負担の軽減をはかるため、必要資金の貸し付けを行う必要があります。

■ 貸し付け対象／既存のくみ取

市は6月の市議会定例会に、下水道関係の条例案4案を提出し、閉会中の継続審査となっていましたが、9月議会において関係条例が決まりました。下水道が使用開始になるまであと5カ月となりました。下水道シリーズ6回目の今回は、下水道使用料と水洗便所改造等資金貸付金について、条例内容のあらましをお話いたします。

1カ月当たり使用料（消費税は内税方式）

区分 用 途	基本使用料（1月につき）		超 過 使 用 料	
	基 本 水 量	金 額	超 過 水 量	金 額
家 事 用	汚水排除量 8m <sup>3</sup> まで	円 1,160	汚水排除量が 1m <sup>3</sup> 増すごとに	円 155
営 業・団 体 用	" 20m <sup>3</sup> まで	円 3,100	" "	円 165
公 衆 浴 場 用	" 100m <sup>3</sup> まで	円 2,500	" "	円 25

り便所を水洗便所に改造する工事及び併せて行う排水設備の設

置工事を行おうとする住宅（個人が所有し居住の用に供する住宅のみとし、新築は除く）の所有者若しくはその所有者の同意を得た使用者で次の要件を備えている者。

- ・市内に居住していること。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・自己資金のみでは、工事費を一時に負担することが困難であること。
- ・貸し付けを受けた資金の償還能力を有すること。

・確実な連帯保証人があること。

■ 貸し付け限度／水洗便所改造工事、1基につき298,400円以内とし、1戸につき2基まで。排水設備設置工事、1件につき137,600円以内。ただし、工事費が標準設計工事費以下の場合は、設計工事費の80%を貸し付けすることとしました。

■ 貸し付け条件／利息は無利子とし、但し、遅延利息は借受者の負担とします。償還方法は、元金均等の60ヶ月以内の月賦償還とします。

標準設計工事費（標準的な例として参考にしてください）

排水設備工事(屋外の排水管延長15m)	172,000
衛生設備工事(寒冷地用トラップ内臓便器・ロータンク等取付含)	105,000
便槽処理工事(便槽処理及び複旧)	26,000
給水設備工事(配管5m水抜栓)	79,000
室内改造工事(床・壁・天井改造)	163,000
計	545,000

※標準設計工事費には、次の点が考慮されている。

- 1) 諸経費込み
- 2) 消費税込み

